

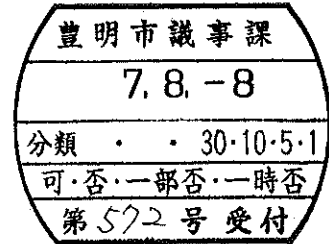
<参考>様式第2号

令和7年8月8日

豊明市議会議員 殿

行政等視察報告書

議員名 鈴木 智和



令和7年度豊明市議会政務活動費にて下記のとおり行政等を視察しましたので報告します。

年 月 日	視察先	視察項目及び成果等
令和7年7月28日	東京都北区	「北区子どもの権利と幸せに関する条例」について 別添：報告書
令和7年7月29日	神奈川県藤沢市	「藤沢型政策検討会議」について 別添：報告書

(注) 別紙添付も可能とします。

(注) 本報告書は5年間公開します。

清和・未来クラブ・豊明市公明党 合同行政視察 報告書

豊明市公明党 鈴木 智和

【1日目】

- ・視 察 日：令和7年7月28日(月) 13:15～14:30
- ・視 察 先：東京都北区子ども未来部子ども未来課
- ・視察の目的：北区子どもの権利と幸せに関する条例

■背 景

国際的には1994年に「子どもの権利条約」が日本で批准され、2024年で30年の節目を迎えた。国内においても「子ども基本法」(2023年施行)や「東京都こども基本条例」(2024年施行)など、子どもの権利を保障し、社会全体で支えるための法整備が進んできた。こうした流れの中で、東京都北区では2023年4月に、全国初となる「子どもの幸せ」に焦点を当てた条例として、「北区子どもの権利と幸せに関する条例」を制定・施行した。

■経緯と特徴

条例の策定にあたっては、子ども当事者の声を反映するため、小中高校生に対してワークショップやアンケートを実施し、条例名から前文の表現に至るまで、子どもの想いが反映されている点が特徴的である。

特に、条例の前文には「子どもたちからのメッセージ」として、実際に子どもが語った言葉が記載されており、単なる理念にとどまらず、子ども自身の主体性を条例全体に込めている。

条例の基本理念は、(1)子どもの最善の利益、(2)誰一人取り残さない、(3)社会全体で子どもを育む、という3点に集約されており、11の「子どもの大切な権利」が明文化されている。さらに、保護者、行政、地域など、子どもの権利を守る上での「役割」がそれぞれ規定されており、責任の所在が明確になっている。

■目指すもの

本条例の目的は、単なる「権利保障」にとどまらず、子ども一人ひとりの「幸せ」を社会全体で実現することである。

そのために、東京都北区では以下のような実践が行われている。

- ・子ども意見を尊重する場の創出
- ・区長による子どもの声を聴く公式の機会（意見聴取会など）の設置
- ・学校・家庭・地域をつなぐ支援体制の整備
- ・条例を周知・普及するための啓発活動や施設内での活用
- ・「子どもの権利委員会」による施策の推進・検証機能の整備
- ・「子どもの権利擁護委員」による権利侵害からの救済体制の整備

さらに、条例に基づく推進計画を策定し、各年度での施策を検証・見直すPDCAサイクルも

構築されている。

■課 題

現段階においては、条例の理念が市内や地域に徐々に浸透してきたとはいえ、以下のような課題も残されている。

- ・条例の理解や認知度に地域差・年齢差がある
- ・子ども施設など現場レベルでの実装には一定の時間がかかる
- ・子どもの声を「施策」に反映するプロセスの定着には継続的な工夫が必要
- ・権利擁護体制の運用実績と評価の蓄積が今後求められる

■今後の展望

東京都北区では、条例の実効性を高めるために、以下のような取り組みが進められている。

- ・子どもにとって分かりやすい表現への改訂（やさしい言葉による説明資料の作成）
- ・条例に基づく区民参加型の協議体や提案制度の検討
- ・学校教育との連携による「子どもの権利教育」の導入
- ・デジタル活用による子どもの声の可視化と政策反映の仕組みづくり

今後、これらを着実に推進することで、「理念条例」にとどまらない具体的な成果の創出が期待される。

■豊明市における参考点

豊明市においても、子ども・子育て支援施策の一環として、以下の視点を取り入れることが有益と考える。

- ・「子どもの幸せ」を明示した施策立案の視点
- ・条例や計画策定における子ども当事者の参画
- ・子どもの意見を施策へ反映するプロセスの構築（意見聴取の場の設置など）
- ・「こどもアドボカシー（権利擁護）」の仕組みの検討
- ・教育・福祉・防災など市内横断的な子ども政策の連携体制
- ・条例を作る・守る・広げる「循環型のまちづくり」としての子ども政策

■所 感

東京都北区の取組は、単に法令順守や権利の名文化にとどまらず、「子どもの幸せ」をまちづくりの中心に据えた、きわめて実効性の高い政策展開と感じた。

特に印象的だったのは、条例の名称から前文、そして中身に至るまで、子どもたちの声が随所に反映されていた点である。「子どもが政策の主体」となる社会の実現に向け、行政・地域・家庭が連携しながら、一步ずつ進めている姿に感銘を受けた。

豊明市においても、子どもを取り巻く環境整備を「制度」と「意識」の両面から進めるために、今視察の成果を今後の議論と政策形成に活かしていきたい。

【2日目】

- ・視 察 日：令和7年7月29日(火) 10:00～:11:30
- ・視 察 先：藤沢市議会
- ・視察の目的：藤沢市「藤沢型政策検討会議」と「ケアラー支援条例」視察報告書

■背 景

全国的に見ても、議員提案による条例制定は難易度が高く、成功例は限られている。藤沢市でも過去に「子どもの未来応援条例」が継続審議のまま廃案となったほか、「地域猫対策条例」も提案に至らなかった経緯がある。

こうした状況を受け、議員提案をより実効性あるものとするため、藤沢市では2021年4月に「政策検討会議設置要綱」を施行し、翌2022年3月には「政策提案に関するガイドライン」を策定。これは、議員が政策形成の主体となる仕組みを制度化した全国でも先進的な取り組みである。

■経緯と特徴

政策検討会議の制度化を契機として、藤沢市議会では議員提案による「ケアラー支援条例」の制定に着手した。

この条例は、家族の介護や支援を日常的に担う「ケアラー」に対する社会的支援を明文化したものであり、特に「ヤングケアラー」「老老介護」「ひとり親ケアラー」など多様化する実態への対応を視野に入れている。

策定にあたっては、議員研修（地域開発研究所／牧瀬稔氏）を皮切りに、各委員が分担して条文を起草。市職員へのヒアリング、市民参加型のシンポジウム（250人参加）、さらに全国でも珍しい「出張パブリックコメント」など、市民の意見を広く取り入れながら策定が進められた。

2024年12月議会では、全会一致で条例が可決・成立。翌11月には、「第19回マニフェスト大賞」において「優秀賞（政策実現部門）」を受賞している。

■目指すもの

藤沢型政策検討会議が目指すのは、「議会全体で政策を創る」という文化の定着である。ケアラー支援条例では、ケアラーの早期把握、相談支援体制、社会的理解の促進、関係機関の連携体制などが盛り込まれており、制度的支援の明文化に加えて「地域の支援力の底上げ」もねらいとされている。

また、条例施行後は「ケアラー支援協議会」が設置され、市と議会、市民が連携したフォローアップ体制が稼働している。

■課 題

制度としては一定の成功を収めている一方で、以下のような課題も浮き彫りになった。

- ・政治的スタンスや思想信条が異なる議員が、協調して政策立案する難しさ
- ・自分と異なる意見に対する「リスペクト」と「合意形成のルール」の共有が不可欠
- ・文献調査・条例起草・市民説明などに相応の時間と知見が求められ、特に経験の浅い議員にとっては負荷も大きい

とはいえ、若手議員にとっては「政策をゼロから形にする」貴重な機会となり、議会内でのスキル共有や学習の促進につながったという評価も高い。

■今後の展望

条例成立後は、具体的な施策への落とし込みが進められており、「ケアラー支援協議会」による実施状況の検証や、市民団体との連携による普及啓発活動が展開されている。

また、政策検討会議は単発の制度にとどまらず、継続的な政策立案の場として定着させていく方針で、今後も新たな政策テーマ（例：気候変動、ヤングケアラーの進路支援など）に活用される予定とのことであった。

■豊明市における参考点

藤沢市の取り組みは、議員間の政策形成力を高め、住民参画を制度的に担保するうえで非常に示唆に富んでいる。

豊明市でも以下のような取組が検討可能であると考ええる。

- ・議員提案条例の制度化（例：政策検討会議設置要綱／ガイドライン）
- ・議会主導のパブリックコメント制度やシンポジウムの開催
- ・政策立案プロセスを見える化し、市民との共創姿勢を明確にする工夫

とくに、今後豊明市でも取り組むべき課題として浮上しつつある「ケアラー支援」は、条例化を視野に入れた検討を行う価値が十分にあると感じた。

■所 感

藤沢市の政策検討会議とケアラー支援条例は、議会が「政策をつくる場」としての本来の機能を果たそうとする極めて前向きな実践例である。

市民の声を丁寧に取り入れながら、合意形成のプロセスを重視し、全会一致で条例を成立させたプロセスは、他の自治体の参考となるばかりか、地方自治のあるべき姿を提示するものでもあった。

特定の会派や思想に偏らず、政策課題を共有して合意に向けて努力する「議会文化」の醸成こそ、これからの地方議会に求められる姿勢であり、豊明市議会においても今後の条例提案に向けた実務的・制度的基盤整備が求められる。



東京都北区庁舎 正面玄関



藤沢市庁舎 正面玄関前